

第2章 主要統計

1. 審査・審判の審査・審理期間

(1) 審査（ファーストアクション期間）

	2006年	2007年	2008年
特許・旧実用新案	25.6か月	26.7か月	28.5か月
意匠	7.1か月	7.3か月	7.4か月
商標	6.5か月	6.9か月	7.9か月

注：ファーストアクション期間は、出願・審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許（登録）査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間である。

問い合わせ先：調整課、意匠課、商標課

(2) 審判

(a) 権利付与前の審判（拒絶査定不服審判）（ファーストアクション期間）

	2006年	2007年	2008年
特許・旧実用新案	27か月	26か月	22か月
意匠	11か月	7か月	7か月
商標	19か月	14か月	10か月

注：ファーストアクション期間は、審判請求から、審判官による審理結果の最初の通知（主に審決又は拒絶理由通知書）が請求人等へ発送されるまでの期間である。

(b) 異議（審理期間）

	2006年	2007年	2008年
特許・旧実用新案	32か月		29か月
商標	11か月	9か月	9か月

(c) 権利付与後の審判（無効審判、訂正審判、取消審判、判定）（審理期間）

	2006年	2007年	2008年
特許・実用新案	8か月	7か月	7か月
意匠	8か月	7か月	7か月
商標	7か月	7か月	7か月

問い合わせ先：審判課